

大日本アスファルト工業会社ト従業員（寺内忠次以下十二名）トノ労働争議ハ左記条件ニヨリ円満解決ニタルヲ以テ本書ニ通ヲ作成シ各々其ノ一通ヲ所持ス

一前記十三名ノ従業員ハ昭和五年十二月十日會社カ發表ニタル工場閉鎖ヲ認ムルコト

一會社ハ工場閉付職工名簿ニヨル雇入シ年月日ヲ規準トシ解雇キ当トシテ勤続一年未滿ハ日給ノ三十日分勤務一年以上一ヶ月毎ニ日給一日分ヲ支給スルコト

但シ右手當ハ昭和六年一月二十日價格表記ヲ以テ翻送セル現金ヲ本日各従業員ニ支給セリ

一會社ハ前記十三名ニ對シ金老對（金二百六十円也）ヲ支給スルコト

昭和六年二月十二日

大日本アスファルト會社東京出張所

佐野 君藏

右代人 梅本亨 三

従業員代表 松浦 爲 治

賞 書 （組合加盟者）

大日本アスファルト工業会社ト従業員（山村留以下四名）トノ労働争議ハ左記条件ニヨリ円満解決ニタルヲ以テ本書ニ通ヲ作成シ各々其ノ一通ヲ所持ス

一前記五名ノ従業員並ニ組合ハ昭和五年十二月十日會社カ發表ニタル工場閉鎖ヲ認ムルコト

一會社ハ解雇キ当トシテ勤続一年未滿ハ日給ノ三十日分勤続一年以上一ヶ月毎ニ日給一日分ヲ支給スルコト

（雇入日ハ工場閉付職工名簿ニヨル）

但シ右手當ハ昭和六年一月廿日價格表記ヲ以テ現金ヲ翻送ス